

G20 腐敗対策行動計画 2015-2016 (骨子)

G20 の成長と強じん性のアジェンダを支援するため、G20 腐敗対策作業部会は、腐敗を削減し、透明性を高めるための既存の国際的取組に付加価値を生み出せる作業に焦点を当てる。

腐敗及び成長に関する G20 ハイレベル原則に留意し、我々は、投資環境を強化し、成長を押し上げる観点から、強固で一貫した G20 の腐敗対策アジェンダを策定するために、その他の作業部会と緊密に協働する。

G20 は、これまでの行動計画で合意された行動を完全に実施するとの約束を新たにするとともに、G20 が腐敗との闘いにおいて優先課題として特定した以下の事項について、2015 年から 2016 年末までに具体的かつ実際の行動をとることにコミットする。

1 実質的所有者の透明性

- 金融活動作業部会 (FATF) により策定された法人及び法的取極めの実質的所有者に関する国際的な基準の効果的な実施を通じ、更なる透明性を促進することにコミットする。これには、実質的所有者に関する G20 ハイレベル原則を実施するために具体的な措置をとり、次なる方策について書面で共有することを含む。

2 贈収賄対策

- OECD 外国公務員贈賄防止条約の遵守を検討するという見地から、OECD 贈賄作業部会への積極的な参加を含め、贈収賄との闘いにおいて模範を示すことにコミットする。
- 国内及び外国公務員の贈賄を包括的かつ効果的に犯罪化するとともに、法人の責任を確立し、民事及び刑事訴訟を通じ、これら法を執行することにコミットする。

3 高リスクセクターにおける腐敗対策

- 採取産業をはじめ、税関、漁業、林業、建設セクター等、その他高リスクセクターにおける腐敗リスクに対処するため、実践的な行動をとることにコミットする。

4 公的部門における透明性と清廉性

- 政府機関等が公的部門の透明性と清廉性のためのベストプラクティスを実施すべく、模範を示すことにコミットする。
- G20 腐敗対策作業部会は、政府調達、オープンデータ、公益通報者保護、訴追からの免除、財政及び予算の透明性、公務員の倫理規範を特に優先事項として特定した。

5 国際協力

- 腐敗に関連した民事・行政手続上の援助を含め、国際協力は、捜査、訴追及び腐敗による収益の回収に不可欠。
- 腐敗による収益を回収すべく、模範を示すことにコミットする。
- G20 財産回復ガイドを基礎に、効果的な財産回復を促進するための G20 共通アジェンダを策定する。
- 腐敗に関連する犯罪の訴追からの免除に対処する。

6 民間部門における透明性と清廉性

- 腐敗対策のための教育や企業向け研修、また、企業に法律遵守プログラムの実施を促すこと等を通じ、腐敗と闘うために民間部門及び市民社会と引き続き協働することにコミットする。

G20 は、腐敗対策のコミットメントの進捗状況について毎年 G20 首脳に報告し、また、これら報告を公表することを含め、説明責任を果たすべく、模範を示すことにコミットする。また、G20 は、G20 関係グループや国際機関と本行動計画のコミットメントを実施するため協働することにコミットする。

(了)